

安全法令ダイジェスト 改訂第 6 版

ポケット版 2017 年 12 月 1 日第 10 刷 訂正箇所
※第 11 刷より反映させていただきます。

■お詫びと訂正

本書の掲載内容に下記の修正（法改正に伴う修正を含みます）がございました。読者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

P 1 0 2 イラスト内右下方

【訂正後】斜め文字の「約 10 m」及びそれに対応する矢印をトル

P 1 2 4 下のイラスト

【訂正後】ストッパーから矢印を引き、「ビームは割付図に基づいて側板の栈木の上に正しく架ける」の文言を入れる

P 1 2 5 イラスト

【訂正後】右下の上（A）図 1 ヶ所に大引のイラストを追加し、矢印を引いて「大引」とする
右下の下（B）図 3 ヶ所に大引のイラストを追加し、矢印を引いて「大引」とする

P 1 2 8 下から 5 行目

【訂正前】後、作業箇所及びその周辺の地山について点検させる

【訂正後】後、作業箇所及びその周辺の地山について浮石・き裂の有無、含水・湧水・凍結の状態を点検させる

P 1 4 9 中央表●火災の種類と消火器 上段右端

【訂正前】電気火災

【訂正後】C 火災（電気火災）

P 1 4 9 消火器写真下の枠内説明 差替

【訂正後】標準使用期限は 10 年。ただし、設置環境の悪い場合はそれ未満

P 1 5 8 左端縁（ガイドライン）の枠内 6～9行目

【訂正前】（平 28・12・26 基発 1226 第 1 号）」、

【訂正後】（平 28・12・26 基発 1226 第 1 号、平成 30・1・18 付で一部改正）」、

P 1 6 8 火傷の防止・0.1Mpa 以上の場合の文末に追加

【訂正後】（内部気圧の酸素分圧が一定基準以下の酸素・窒素・ヘリウムである場合を除く）

**P 1 8 4 横矢印 3 本目「作業の届け出」の最下部（「作業場所の隔離等」の前）に下記
文言挿入**

【訂正後】●発注者等は特定粉じん作業の開始の 14 日前までに、都道府県知事等に届出〈大
気汚染防止法 18 条の 15〉

**P 1 8 7 横矢印 3 本目「電動ファン付き呼吸用保護具の使用」の最下部（「特別教育」の前）
に下記文言挿入**

【訂正後】●「電動ファン付き呼吸用保護具の規格」（厚生労働省告示第 455 号）で定める
電動ファンの性能区分が大風量形のものを使用する（平成 26 年 11 月 28 日付
基発 1128 第 12 号）

P 1 8 8 5 行目

【訂正前】平成 26 年 11 月 18 日付

【訂正後】平成 30 年 1 月 30 日付

P 2 0 9 「保護具の名称／安全帯」の 3 つめの作業の種類

【訂正前】つり足場、張り出し足場または高さ 5 m 以上の足場の組立、解体等の作業

【訂正後】つり足場、張り出し足場または高さ 2 m 以上の足場の組立、解体等の作業（作業
床等を設けることが困難な場合）

P 2 3 3 「電気工事」の 4 段目の右端、事業者による指名・選任等欄に追記

【訂正後】○※ 1

P 2 3 3 表外、下部に下記文言を追加

【訂正後】※ 1 電気工事作業指揮者は、低・高圧電気特別教育修了者で安全教育（昭和
63 年 12 月 28 日基発 782 号）を受講した者から選任する